

埼玉県青少年健全育成審議会

会長 高橋 史朗 様

埼玉県知事 上田 清司

有害図書等の指定について（諮問）

埼玉県青少年健全育成条例第 11 条第 1 項の規定により、別記の図書を有害図書等として指定したいので、同条例第 25 条第 1 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

## 図 書 審 査 表

### 判定内容

A・・・青少年の健全育成を阻害するおそれがあり、指定すべきもの

B・・・指定するにいたらないもの

諮問番号	図書等の名称	発行所	判定結果	備考
1197	実話時報7月号	株式会社竹書房		
1198	実話時代8月号	株式会社メディアボーイ		
1199	実話ドキュメント8月号	株式会社竹書房		
1200	六代目山口組司忍組長	株式会社竹書房		